

社会福祉法人の 会計基準はどう変わる？

社会福祉法人の経営基盤強化に向けた連携等を促進するための「社会福祉連携推進法人」の創設を含んだ改正法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）が6月5日に可決・成立しました。ただし、社会福祉法人が連携（合併等を含む）を行う際の会計処理の不明点については法案提出前から会計専門家による「社会福祉法人会計基準検討会」で議論が行われてきました。2020年2月26日に同検討会で示された「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（案）」等の内容をみていきます。

「企業結合に関する会計基準」を参考に 社会福祉法人の会計基準を策定

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点から行われた2016（平成28）年の社会福祉法改正で、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの実施等が求められることとなった。なかでも、地域における公益的な取り組みについては、同一地域の法人同士が連携して事業を行

うことで多様な福祉ニーズに対応する、といったことが一部で行われてきた。また、人手不足の解消を目指し共同で人材採用を実施する例もあった。こうした複数法人による事業の協働化は、人口減少や急速な高齢化、地域の脆弱化等を背景としているものであるが、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現等に向けた取り組みとしても有効なものといえる。

これらのことから、希望する法人が、経営の協働化や大規模化に取り組みやすくなるよう創設されたのが「社会福祉連携推進法人制度」である（施行期日は公布の日（2020年6月12日）から2年を超えない範囲の政令で定める日）。ただし、法人間連携（合併等を含む）を行う際の会計処理に不明点があったことから、同制度の創設を含む改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）の国会提出前から、会計専門家による「社会福祉法人会計基準検討会」で議論が行われてきた。

社会福祉法人会計の基準については、これまで別掲のように改正されてきたが、同検討会では今回、社会福祉法における組織再編に

係る規程がある部分の会計処理（社会福祉法の合併、事業譲渡等の会計処理）について、「企業結合に関する会計基準」の建てつけを

（別掲）社会福祉法人会計の基準の改正の経緯

社会福祉法人会計の基準は、社会福祉法人を取り巻く制度改正や利害関係者からの要請等を受け、次のように改正されてきた。

- ◆局長通知（旧基準 平成12年2月17日（社援第310号。大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
 - ・会計単位を施設単位から法人単位に一本化し、法人制度共通の会計基準として定めた
 - ・この局長通知以外に施設種別等ごとのさまざまな会計ルールが併存し、事務処理が煩雑
 - ・複数の会計ルールに準拠して法人全体の計算書類が作成されているため、法人全体の財務状況の把握が困難であり、経営分析に活用できない
- ◆局長通知（新基準 平成23年7月27日雇児発、社援発、老発第0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
 - ・事務の簡素化・効率化を目的とした施設等種別等ごとのさまざまな会計ルールを統一
 - ・「社会福祉法人会計基準検討委員会」（公認会計士により構成）が検討
 - ・企業会計原則等、公益法人会計基準（平成20年4月策定）を参考にした、利害関係者にわかりやすい会計処理および計算書類様式
 - ・平成27年度からすべての法人に移行を義務づけ
- ◆省令（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正平成31年3月29日厚生労働省令）
 - ・社会福祉法人制度改革の一環として、省令に格上げし、基本的な枠組みを整理

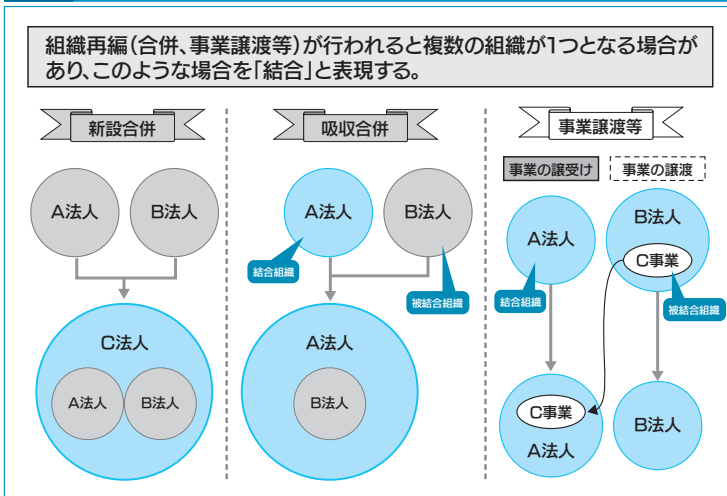
※その他、全国社会福祉協議会が作成した「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方」、「社協版モデル経理規程」が実務上参照されている。



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。



図1 組織再編における「結合」



参考としながら、結合に関する会計基準を策定している。なお、組織再編（合併、事業譲渡等）が行われると複数の組織が1つとなる場合があり、このような場合を「結合」と表現している（図1）。

まずは、同検討会で示された会計処理の前提事項、個別の論点等をみてみよう。

会計処理の前提事項については、以下のとおりとなっている。

合併

- ・ 法律上、社会福祉法人同士のみ可能である。
- ・ 社会福祉法人には持分がないため、結合の当事者間において、合併に伴って対価の支払いが行われることはない。
- ・ 包括承継となることから、存続する法人は

結合の当事者のすべての会計情報を知りうる。

事業譲渡等

- ・ 結合の当事者は社会福祉法人に限られない。
- ・ 法人外流出に該当しないと判断されるためには、合理的な説明が必要である。

(事業譲渡等のうち) 事業譲受け

- ・ 支払対価は、対象事業の不動産の時価と移転する他の資産および負債をもとに、事業計画（将来の損益予測や設備投資）を加味して、合理的な価格に決定されるものとする。従って、支払対価と対象事業の時価ベースの純額（※1）には差額が生じることがある。
- ・ 包括承継ではないため、存続する法人は結合当事者のすべての会計情報を知りうるとは限らない。

その他

- ・ 時価・時価とは公正な評価額を言い、所与として扱う。算定は一般的な評価方法（※2）によるものとする。
- ・ 補助金等・施設整備の補助金については、一定の条件（合併、10年以上の使用実績に基づく無償の譲渡等）に該当する場合を除いて、精算が必要である。
- ・ 所轄庁の関与・所轄庁が①合併認可や事業譲渡等に伴う定款変更において法人外流出を確認できること、②法人指導監査で監査項目を明瞭にして確認できること、の2点を達成するため、確認しやすい会計処理と表示が望ましい。

社会福祉法人の「結合」は「統合」と「取得」に分かれる

社会福祉法人の「結合」の経済的実態は、次のように定義している。

結合の経済的実態 ※3	定義
統合	結合の当事者が、いずれの組織も事業の支配（※4）を獲得したと認められないこと。
取得	ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得すること。

※3…企業会計では、複数の組織が結合する場合（合併、事業譲渡等）、経済的実態が「取得」か「持分の結合」かにより会計処理も異なっていた。平成20年12月改正により、企業結合については「取得」であるものとして整理された。

※4…「支配」とは、サービス提供を継続するために、事業の財務および経営方針を左右する能力を有していることをいう。

結合の手法	判定基準	理由
合併	「統合」と判断する	持分がないため対価が支払われないことではなく、一方が他方の事業の支配を獲得することが想定されないため。
事業譲受け	原則として「取得」と判断する	事業の価値に見合った対価の受付け払いがある場合、譲受法人が対価の支払いによって事業に対する支配を獲得したと認められるため。

これに基づき、社会福祉法人の「取得」と「統合」の判定基準を、次のように整理することを提案している。なお、会計処理イメージ

※1…対象事業の全資産（不動産、その他の資産）の時価と負債の時価の差額を、対象事業の時価ベースの純額とする
 ※2…(参考) 評価技法のアプローチには、例えばネットアセット・アプローチ、インカム・アプローチ等がある

続きは、

月刊誌 

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949